

「医師配置標準特例の取扱基準」の改正について

1 改正の目的

医師の偏在問題や昨年度施行された医師の働き方改革による厳格な労務管理の影響など、医療を取り巻く環境の変化により医師確保が極めて困難な状況にあることから、「医師配置標準特例の取扱基準」の要件緩和について諮問するものである。

※「医師配置標準」とは、住民が安全で質の高い医療を受けられるように、医療法で定められた病院に配置すべき医師数である。

※実際の医師数が「医師配置標準」に対して70%を下回ると、診療報酬上の減算措置（入院基本料等が10%減額）が講じられることとなる。

2 医師配置標準の特例措置の内容

都道府県知事の許可を受けた日から起算して3年間、特例的に、当該病院の「医師配置標準」が90%相当に緩和される。

※ただし、医師3人（療養病床が過半数の病院は2人）という最低の員数は下回らないものとする。

※「医師の確保が著しく困難な状況」等の要件に該当する病院（3の要件を全て満たす病院）から申請があった場合は、都道府県知事は、医療審議会の意見を踏まえ、医師配置標準の特例措置の許可することができる。

3 医師配置標準の特例措置の対象

次の（１）～（４）に掲げる要件の全てを満たす病院とする。

（１）次に掲げる地域をその区域内に有する市町村、又は人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村の区域に所在するものであること。

ア 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地

ウ 山村振興法の規定により振興山村として指定された山村

エ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

（２）当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で、必要かつ不可欠であると認められるものであること。

（３）必要な医師を確保するための取り組みを行っていること。

（４）申請日前6か月以上継続して医師配置標準に対する医師充足率が70%を下回っていること。

4 改正案

3（４）を次のとおり改める。

申請日の前月から過去３か月間について医師配置標準に対する毎月の医師充足率が全
て７０％を下回っていること。